

職業教育に係る事業連携協定書(事業連携契約書)

[千葉美容専門学校 代表者 校長 小山智子](以下、「甲」という)と[千葉県美容業生活衛生同業組合 代表者 理事長 野村敏夫](以下、「乙」という)とは、実践的かつ専門的な職業教育(甲が設置する衛生専門課程美容科)専攻分野の職業に係る勤労観及び継続的な学習意欲等の醸成、並びに学科の教育課程の専攻分野の実務に必要な知識、技術及び技能の習得又は向上に資する教育等を通じて、学科の教育活動の質の保証・向上を図る目的として、この契約のこの協定書に関する事業を甲及び乙双方が連携することについて、以下のとおり合意する。

また、乙は、この事業を千葉県内組合美容所(以下、「丙」)に委託するものとする。

(趣旨)

第1条 この契約は、第12条に定めるこの契約の有効期間の間、甲及び乙並びに丙が、学科における講義もしくは実習、実技及び演習の科目に関する第2条各号に定める事業の実施において連携する事に関する基本的事項を取り決めることを目的とする。

(事業)

第2条 この契約における事業等とは、次の各号に定める全部若しくは一部の事項に関する事業とし、各事業等に関する詳細および細目等は、別途、甲乙丙の協議の上で定めるものとする。

- ①美容学科に在籍する甲の学生に対する講義若しくは実習・演習などの科目の授業の実施
- ②授業の内容・方法及び改善及び工夫に向けた検討
- ③授業における学生の達成度評価の実施
- ④その他甲乙丙の協議の上で別途合意した事業

(手数料)

第3条 この事業における費用については、甲乙丙とも無料とする。

2 学生が丙の美容室へ通う定期以外でかかる交通費に関しては、丙が支払うものとする。

(指揮命令)

第4条 丙は、事業等に関する詳細および細目などを越えて、丙の指揮命令下で学生に労務提供させてはならないものとする。ただし、学生が希望する場合にはこの限りではない。

(報告)

第5条 甲は丙に事業などを円滑に実施するため、事業の方針及び計画その他必要な事項を丙に対して書面で通知するものとし、丙は、甲が通知した事業等の方針及び計画に従い事業等を連携して実施するものとする。

2 丙は、甲に対して、前項に定める方針及び計画等の通知に従い事業の進捗状況について、甲の求めに応じて書面にて報告するものとする。

3 前項に定める丙の報告の様式は、甲が定めるものとする。

(改善)

第6条 甲及び乙若しくは丙は、事業等の改善が必要であると認めるときは、相手方に改善の協議を申し入れることができ、申し入れられた甲又は乙若しくは丙は必ず協議に応じるものとする。

(著作権など)

第7条 事業等を実施するため、丙または乙が甲若しくは学生に提供する教材等の著作権はその他知的財産の権利は乙または丙に帰属するものとする。

(委託の禁止)

第8条 丙は、事前に甲乙丙の協議の上で甲の書面による承諾を得た場合を除き、事業等の一部又は全部を第三者に委託することはできない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第9条 甲及び乙若しくは丙は、事前に甲乙丙の協議の上で甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約上の権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(機密保持)

第10条 甲及び乙若しくは丙は、この契約に関して知り得た相手方に関する機密を有効期間中若しくは有効期間の満了後に第三者に一切開示、漏洩してはならない。また、甲及び乙若しくは丙もこの契約の目的外に当該機密を使用してはならない。

(個人情報の保護)

第11条 丙が学生の個人情報を取り扱う場合は、別途、甲及び乙若しくは丙の協議の上で個人情報の取扱に関する覚書を締結し、丙は当該覚書を遵守するものとする。

(有効期間)

第12条 この契約期間は2024年4月1日から2026年3月31日までとする。

なお、甲及び乙若しくは丙は、甲乙丙の協議の上で合意したときは、この契約を更新することが出来るものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙若しくは丙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の場合を除き、何らの通知催促なく、この契約を解除することができる。

- ①信頼関係を破壊する重大な背信行為があったと認められるとき
- ②この契約の各条項に違反したとき

(損害賠償)

第14条 甲及び丙が、この契約に関して故意又は過失により相手方、学生若しくは丙の役職員、または第三者に損害を与えたときは、帰責当事者が一切の賠償の責を負うものとする。

(契約の解釈)

第15条 この契約に定め無き事項及びこの契約の解釈について疑義又は問題などが生じた時は、甲及び乙若しくは丙は、誠実をもって協議の上で解決するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙双方が記名捺印の上、それぞれ1通をお保管するものとする。

2024年4月1日

甲:千葉県千葉市花見学幕張本郷1-22-6

組合立千葉美容専門学校 校長 小山智子 印

乙:千葉県千葉市花見学幕張本郷1-22-6

千葉県美容業生活衛生同業組合 理事長 野村敏夫 印

